

官報

號外 昭和十四年二月十七日

第七十四回貴族院議事速記録第十三號

昭和十四年二月十六日(木曜日)午前十時十分開議

議事日程 第十三號

昭和十四年二月十六日

午前十時開議

第一 國務大臣ノ演說ニ關スル件(第一日)

第二 郵便年金法中改正法律案(政府提出)

第三 花柳病豫防法中改正法律案(政府提出)

第四 議事(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマ

第五 議事(佐藤書記官朗讀)

第六 議事(一昨十四日海南海島政略ニ關スル本院ノ議決ニ基キ關係方面陸海軍司令官ニ對シ左ノ感謝祝電、發送方陸軍次官及海軍次官ニ依頼セリ)

第七 帝國陸海軍ハ周到ナル作戰ト緊密ナル協同トニ依リ奇襲能ク海南海島ノ政略ニ成功

第八 議事(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマ

第九 議事(佐藤書記官朗讀)

第十 議事(一昨十四日海南海島政略ニ關スル本院ノ議決ニ基キ關係方面陸海軍司令官ニ對シ左ノ感謝祝電、發送方陸軍次官及海軍次官ニ依頼セリ)

第十一 議事(帝國陸海軍ハ周到ナル作戰ト緊密ナル協同トニ依リ奇襲能ク海南海島ノ政略ニ成功)

第十二 議事(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマ

第十三 議事(佐藤書記官朗讀)

第十四 議事(一昨十四日海南海島政略ニ關スル本院ノ議決ニ基キ關係方面陸海軍司令官ニ對シ左ノ感謝祝電、發送方陸軍次官及海軍次官ニ依頼セリ)

第十五 議事(帝國陸海軍ハ周到ナル作戰ト緊密ナル協同トニ依リ奇襲能ク海南海島ノ政略ニ成功)

第十六 議事(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマ

第十七 議事(佐藤書記官朗讀)

シタル旨ノ報告書ヲ提出セリ
同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
請願文書表(第四回報告)

○議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、議事日程變更ニ付キ御諮リ

フ致シマス、日程第一ヲ後ニ廻シ、日程第二、第三ヲ順次議題トナスコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第二、郵便年金法中改正法律案、政府提出、第一讀會、廣瀨厚生大臣

〔左ノ提出文及法律案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ做フ〕

郵便年金法中改正法律案

右

勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス

昭和十四年二月十三日

內閣總理大臣 男爵平沼騏一郎

厚生大臣 廣瀨 久忠

郵便年金法中改正法律案

郵便年金法中左ノ通改正ス

第二條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ年金契約ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ年金支拂ノ事由發生ノ日ヨリ一定ノ期間内ニ年金受取人死亡スルモ仍其ノ殘存期間年金受取人ノ遺族ニ繼續シテ年金ヲ支拂フヘキコトヲ約スルコトヲ得

第六條 年金受取人又ハ第二條第二項ノ規定ニ依リ繼續シテ年金ノ支拂ヲ受クヘキ者(以下單ニ年金繼續受取人ト稱ス)カ第三者ナルトキハ其ノ第三者ハ當然年金契約ノ利益ヲ享受ス

第七條 年金ヲ受取ルヘキ權利ハ之ヲ讓渡スコトヲ得ス

第八條 年金ヲ受取ルヘキ權利ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス但シ年額二百五十圓ヲ超ユル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九條 年金契約者ハ第三者ヲシテ年金契約者トシテノ權利義務ヲ承繼セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ年金契約者カ年金受取人ニ非サルトキハ年金受取人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ承繼ハ政府ニ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ政府ニ對抗スルコトヲ得ス
第十條 年金契約者ハ年金支拂ノ事由發生スル迄ハ年金契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但シ年金契約者カ別段ノ意思ヲ表

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ解除ハ將來ニ向テノミ其ノ效力ヲ生ス

第十一條 年金契約者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ年金契約ノ變更ヲ請求スルコトヲ得

第十二條 年金契約者掛金ヲ拂込マスシテ命令ノ定ムル猶豫期間ヲ經過シタルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ年金契約ヲ既ニ拂込ミタル掛金ニ依ル掛金拂濟年金契約ニ變更スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ掛金拂濟年金契約ニ變更セラレサル年金契約ハ解除セラレタルモノト看做ス

第十條第二項ノ規定ハ前項ノ解除ニ之ヲ準用ス

第十三條 隨時ニ掛金ノ拂込ヲ爲スヘキ年金契約ニ於テ年金支拂ノ事由發生スル迄ニ年金契約者ノ拂込ミタル掛金ニ依リ年金ノ額ヲ命令ノ定ムル額ニ達セサルトキハ其ノ年金契約ハ解除セラレタルモノト看做ス

第十條第二項ノ規定ハ前項ノ解除ニ之ヲ準用ス

第十四條 年金受取人ノ死亡又ハ八年金契

約ノ解除者ハ變更ノ場合ニ於テハ年金契約者又ハ八年金契約申込ノ際年金契約者ノ指定シタル第三者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ拂込掛金ニ基キ算定シタル返還金(以下單ニ返還金ト稱ス)ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

年金契約者カ年金受取人以外ノ第三者ヲ返還金受取人ニ指定スルニハ年金受取人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第十五條 年金受取人以外ノ者ヲ以テ返還金受取人ト爲シタルトキハ年金契約者ハ返還金支拂ノ事由發生スル迄ハ年金受取人ヲ以テ返還金受取人ト爲スコトヲ得

年金受取人ヲ以テ返還金受取人ト爲シタルトキハ年金契約者ハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第一項ノ返還金受取人ノ變更ハ政府ニ通知スルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第十六條 年金受取人以外ノ第三者タル返還金受取人カ返還金支拂ノ事由發生前ニ死亡シタルトキハ年金受取人ヲ以テ返還金受取人トス

第十七條 年金受取人カ戰爭又ハ戰爭ニ準スヘキ事變ニ際シ戰闘又ハ戰闘ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲勅令ノ

定ムル期間内ニ死亡シタルトキハ第十四條ノ規定ニ依リ返還金ノ支拂ヲ爲スト否トニ拘ラス政府ハ年金受取人ノ遺族ニ勅令ノ定ムル特別返還金ヲ支拂フ前項ノ戰爭ニ準スヘキ事變、戰闘ニ準スヘキ公務並ニ遺族ノ範圍及順位ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 第六條ノ規定ハ第十四條ノ返還金受取人及前條ノ特別返還金受取人ニ、第七條ノ規定ハ返還金又ハ特別返還金ヲ受取ルヘキ權利ニ之ヲ準用ス

第十九條 第十四條ノ規定ニ依リ返還金ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得ル年金契約及第二條第二項ノ年金契約ニ於テハ年金契約者、年金受取人又ハ年金繼續受取人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ金額ノ範圍内ニ於テ貸付ヲ請求スルコトヲ得

一 第二條第二項ノ年金契約以外ノ年金契約ニ在リテハ第十四條ノ規定ニ依リ返還金額

二 第二條第二項ノ年金契約ニシテ年金支拂ノ事由發生前ノモノニ在リテハ第十四條ノ規定ニ依リ返還金額
三 第二條第二項ノ年金契約ニシテ年金支拂ノ事由發生後ノモノニ在リテ

ハ第二條第二項ノ一定ノ期間ノ内未タ經過セサル部分ニ對シ支拂ハルヘキ年金ノ總額

前項ノ貸付ヲ受ケタル者貸付金ノ辨濟ヲ爲サスシテ命令ノ定ムル期間ヲ經過シタルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ貸付金ノ辨濟ニ代ヘ年金及返還金ノ減額ヲ爲スコトヲ得

第二十條 年金契約ノ全部又ハ一部カ無効ナル場合ニ於テ年金契約者カ善意ニシテ且重大ナル過失ナキトキハ年金契約者ハ拂込掛金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第二十一條 年金又ハ返還金ヲ支拂フヘキ場合ニ於テ其ノ年金契約又ハ之ニ基キテ爲シタル貸付ニ付政府カ辨濟ヲ受クヘキ金額アルトキハ支拂金額ヨリ之ヲ控除ス

第二十二條 當該官署カ年金、返還金、特別返還金又ハ年金契約者ニ返還スヘキ掛金ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ支拂ヒタルトキハ其ノ支拂ハ之ヲ有效トス

第二十三條 年金、返還金及特別返還金支拂ノ義務並ニ掛金返還ノ義務ハ二年、

掛金拂込ノ義務ハ一年ヲ經過シタルト
キハ時効ニ因リテ消滅ス

第二十四條 年金契約者、年金受取人、
年金繼續受取人、返還金受取人又ハ特
別返還金受取人カ郵便年金ニ關スル事
項ニ付政府ニ對シテ民事訴訟ヲ提起ス
ルニハ簡易生命保險審査會ノ審査ヲ經
ルコトヲ要ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
特別返還金ニ關スル規定ハ年金受取人ガ
昭和十二年七月七日以後ニ死亡シタル場
合ニ之ヲ適用ス

〔國務大臣廣瀨久忠君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(廣瀨久忠君) 只今上程セラレ
マシタ郵便年金法中改正法律案提出ノ理由
ヲ説明致シマス、本案ハ現下緊要ナル國民
生活ノ安定並國民貯蓄獎勵ノ見地ヨリ郵便
年金制度ヲ擴張致シマシテ、年金受取人ノ
生存中年金ヲ支拂フニ止マラズ、一定條件
ノ下ニ本人ノ遺族ニモ年金ノ支拂ヲ繼續ス
ルガ如キ年金種類ヲ創設致シマスト共ニ、
戰爭又ハ事變ニ依リ死亡セル年金受取人ノ
遺族ニ特別ノ支拂ヲ爲ス等、制度ノ效用ヲ
大ナラシムルノ外、一般民衆ノ利用ヲ容易
ナラシムル爲ニ、掛金拂込上便宜ナル方途

ヲ講ジ、併セテ現行法中不備ノ條項ヲ補整
致シマシテ、制度ヲ改善スル目的ノ下ニ郵
便年金法ヲ改正セムトスルモノデアリマス、
郵便年金ハ國民ノ老後ニ於ケル生活ヲ安定
ナラシムル目的ヲ以テマシテ、大正十五年
創始セラレマシタ官營生命保險制度デアリ
マスガ、創始以來順調ナル發達ヲ遂ゲマシ
テ、現在ハ契約件數ハ四十二萬件、年金ノ
年額ハ三千四百萬圓ヲ算シマシテ、又其ノ
積立金ハ一億三千萬圓ニ達スル成績ヲ收メ
テ居リマシテ、之ニ依ッテ國民生活ノ安定ニ
貢獻ヲ致スト同時ニ、集積セラレマシタ資
金ハ國民經濟上ニ寄與スル所尠カラザルモ
ノガアルノデアリマス、幸ヒ今回ノ改正ガ
實現致シマスレバ、加入者ノ福祉ヲ増進致
シマスト共ニ、今後本制度ノ普及發達ヲ促
進致スコトト相成リマシテ、現下ノ時局ニ鑑
ミマシテモ其ノ意義ハ深イモノガアルト存
ズルノデアリマス、何卒御審議ノ上速カニ
御協賛アラムコトヲ切望スル次第デアリマス
○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御質疑ガナ
ケレバ本案ノ特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセ
マス

〔丸龜書記官朗讀〕

郵便年金法中改正法律案特別委員

侯爵淺野 長之君 子爵米津 政賢君

犬塚勝太郎君 河原田稼吉君
男爵長 基連君 男爵佐藤達次郎君
稻畑勝太郎君 油井 德藏君
風間八左衛門君

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第三、花柳
病豫防法中改正法律案、政府提出、第一讀
會、廣瀨厚生大臣

花柳病豫防法中改正法律案
右

勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス

昭和十四年二月十三日

內閣總理大臣 男爵平沼騏一郎
厚生大臣 廣瀨 久忠

花柳病豫防法中改正法律案
花柳病豫防法中左ノ通改正ス

第二條第二項中「前項ノ規定ニ依リ設置
スル診療所ニ於ケル」ヲ「前二項ノ規定ニ
依ル」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左ノ一項
ヲ加フ

前項ノ規定ニ依リ設置スル診療所ニ於
テハ前項ニ規定スル者ノ外傳染ノ虞ア
ル花柳病ニ罹レル者ヲ診療スルコトヲ
得

第四條中「第二條第二項及」ノ下ニ「第三
項並ニ」ヲ加フ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣廣瀨久忠君演壇ニ上ル〕

○國務大臣(廣瀨久忠君) 只今上程ニ相成
リマシタ花柳病豫防法中改正法律案ニ付テ
提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、本法ハ昭
和二年ニ制定セラレタルモノデアリマシテ、
時勢ノ變化ニ應ジテ花柳病豫防ノ目的ヲ達
成スル上ニ、今日ニ於テハ遺憾ノ點ガアリ
マスノデ、差當リ最モ必要ト致シマス部分
ニ付キマシテ今回改正案ヲ提出致シマシタ
次第デアリマス、現行法ニ依ル診療所ハ、
專ラ所謂業態者ニ對スル診療ニ限ラレテ居
ルノデアリマスガ、花柳病蔓延ノ實情ニ鑑
ミマシテ、診療所ニ於テ業態者以外ノ者ニ
付テモ診療シ得ルヤウニ改正ヲ致シ、豫防
ノ效果ヲ増サムトスル次第デアリマス、以
上改正理由ノ概要ヲ御説明申上ゲマシタ、
御審議ノ上御協賛アラムコトヲ御願ヒスル
次第デアリマス

〔丸龜書記官朗讀〕

花柳病豫防法中改正法律案特別委員

侯爵四條 隆德君 子爵實吉 純郎君

建部 遯吾君 男爵松尾 義夫君
男爵高崎 弓彦君 岡田 文次君
林平 四郎君 金杉英五郎君
西本健次郎君

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第一ニ戻リ

マス、國務大臣ノ演說ニ關スル件、大藏男爵

〔男爵大藏公望君演壇ニ登ル〕

○男爵大藏公望君 我ハ國內ノ一致協力ト

云フ問題ニ關シマシテ、總理大臣ノ御所見

ヲ伺ハウト存ズルノデアリマス、平沼首相

ハ曩ニ御就任ノ當初ニ於キマシテ國民ノ總

親和ヲ説カレマシタ、誠ニ一應御尤ニ存ズ

ルノデアリマスルガ、併シナガラ諸テ議ッテ

考ヘテ見マスルト、今日國家一大事ノ場合

ニ於キマシテ、國民ハ別段誰カラ言ハレル

トナク、眞ニ協力一致ノ考ヲ以テ其ノ誠ヲ

竭シテ居ルノデアリマス、是ハ何ト申シマ

シテモ周知ノ事實デアリマシテ、今更何ノ

必要ガアッテ總理大臣ガ國民ニ伺ッテ總親和

ヲ説カレタノカ、何ヲ目指シテ斯ウ云フ風

ナコトヲ言ハレタノカ、私共ニハ少々解シ

兼ねルノデアリマス、率直ニ申上ゲマスレ

バ私共ノ耳ニハ國民ノ間ト申シマスルヨリ

ハ、寧ろ官吏同志ノ間ニ或ハ總親和ノ必要

ガアルノデハナイカ、今日ノ如キ此ノ場合

ニ於テスラ尙政府部内ニ於キマシテハ、今

ダニ各省間ノ繩張爭ヒ、或ハ權限ヲ主張、
借テハ豫算ノ爭奪ガ行ハレテ居リ、ドウモ
本當ニシツクリ行ッテ居ナイト云フ風ナ聲ヲ
屢、耳ニスルノデアリマス、斯カルコトガ勿
論有リ得ナイトハ存ジマスルガ、斯ウ云フ
風ナ聲ガ起リマスダケデモ私共ハ眞ニ遺憾
千萬ニ存ズルノデアリマス、私ノ見ル所デ
ハ今日最モ多ク總親和ヲ必要トシマスルノ
カ、斯ウ云フ風ニ考ヘラレルノデアリマス、
元來總親和ト云フコトハ萬事打明ケマシテ、
サウシテ十分ニ相談シテ初メテ其ノ目的ヲ
達成シ得ルト云フコトハ明カデアリマスル
ガ、ドウモ一方ニ總親和ヲ言ヒナガラ、他
面デハ總テガ強制的ニ行ハレルト云フノデ
ハ、ナカ／＼總親和ノ實ハ擧リ得ナイノデ
アリマス、然ルニ現在政府デハ頻リニ民間
ニ對シマシテ協力ヲ求メルト斯ウ言ハレマス
ルガ、其ノ協力ノ實際ハ大部分ガ或ハ命令
的デアリ、或ハ御義理ニ相談スルト云フ範
圍ヲ出デマセヌノデ、本當ニ協力ヲ政府ガ
民間ニ求メルト云フ風ナ御氣分ハ極メテ乏
シイノデアリマス、殊ニ經濟關係、即チ民間
ニ接觸スル機會ノ最モ多イ、又餘リ年輩ノ
上デナイ方々ノ間ニハ、随分ト色々ノ經濟
統制ノ實行サル、時分ニ、全ク親切味ヲ缺イ

テ居テ、其ノ態度ガ傲慢ダ、不遜ダト云フ風
ナ聲ハ私共ノ耳ニハモウ常ニ入ッテ居リマス
ノデ、實ニ其ノ聲、不滿ノ聲ト云フモノハ謂
ハバ野ニ滿チテ居ルト私ガ申上ゲテモ差支
ナイノデハナイカト斯ウ存ズルノデアリマス、
誠ニ遺憾千萬デアリマス、若シサウ云フコ
トガアルトシマスルナラバ、是ハ寧ろ總理
ガ國民ニ向ッテ御求メニナルノデハナイ、官
吏自身ニ向ッテ總親和ノ必要ヲ御説キニナッ
テ然ルベキデハナイカ

〔同感々々ト呼フ者アリ〕

斯ウ考ヘルノデアリマス、勿論現在ノ狀態
ニ於キマシテ、官吏諸君ハ非常ナ御熱心、
御熱誠ヲ以テ事務ヲ執ッテ居ラレル、夜モ遅
ク迄働イテ居ラシヤル、其ノ御氣分ハ十分
私共モ承知スルノデアリマスルガ、併シナ
ガラ如何ニ官吏諸君ガ机ノ上デ御熱心ニナ
リマシテモ、本當ニ國民ノ總親和ヲ御求メニ
ナリマセスケレバ、到底政府ノ本當ノ御精
神ト云フモノハ通リ得ナイノデアリマス、
從ッテ本當ニ政府ガ民間ノ協力ヲ求メヨウ、
又國民ノ總親和ヲ希望サレル、斯ウ言ハレ
マスルナラバ、ドウカ自ラ省ミテ官吏諸君、
殊ニ國民ニ最モ接觸サル、機會ノ多イ方々
ニ於キマシテ、進ンデ其ノ態度ヲ改メナケ
レバ、今日ノ時代ト云フモノハ乗り切レヌ

デハナイカト云フコトヲ心配セラレルノデ
アリマス、今日政府ハ事態ノ重要性ニ鑑ミ
マシテ、色々ト經濟上ノ強力ナル統制ヲ
行ッテ居ラシヤル、是ハ誠ニ御尤デアリマ
ス、私共大賛成、斯カル場合ニ於テハ絶對
ニ已ムヲ得ナイトハ存ジマスル、併シナガ
ラモット／＼今日以上、本當ニ民間ノ知識
經驗ト云フモノヲ取入レヌト、單ニ官吏獨
善ノ形ニ於テ之ヲ御實行ナサルコトハ、多
クノ害ヲ國家ニ與ヘルト云フコトヲ私ハ確
信スルノデアリマス、隨分政府モ民間ノ知
識ヲ取入レル爲ニ、幾十ノ委員會ヲ設ケテ
居ラシヤイマスルガ、ソレハ勿論例外ハアリ
マスルガ大部分ト云フモノハ誠ニ御義理式
單ニ形ヲ整フルト云フノニ過ギナイノデ、
斯クノ如キハ寧ろ無用ノ長物デアリマス、
私共ハ是等ノ委員會ニ於キマシテモ、又有
ラユル場合ニ於テドウカ、政府ガ民間ニ對
シ、本當ニ協力ヲ御求メニナル氣分ニナッデ
戴キタイト存ズルノデアリマス、平沼首相
ハ是等ノ點ニ付キマシテ果シテ如何ニ御考
ニナリマスルカ、之ヲ先ヅ第一ニ御伺ヒシ
イタノデアリマス、次ニモウ一ツ總親和ト
云フ問題ニ關聯シマシテ御尋ネシタイノハ
國內庶政革新ノ問題デアリマス、此ノ問題
ニ付キマシテハ世上ニ色々ノ議論ガアリマ

シテ、或ハ今日ノヤウナ國家危急ノ場合ニ於テ、徒ニ國內ニ摩擦ヲ起スコトハイケナイノダト云フ風ナ、御議論モアリマスコトハ承知シテ居リマスルガ、私ハ決シテサウ考ヘテ居ラナイノデアリマス、今日我が國ノ情勢ハドウデアリマセウカ、一般國民ト云フモノハ事變ノ徹底的解決ヲ希望シテ居リマスル一方、此ノ國內ニ於キマシテモ此ノ新時代ニ適應スルヤウナ新シイ政治態勢ガ、一日モ早く出來ルト云フコトヲ望ンデ居ルコトハ明カデアリマス、此ノ一般大衆ノ希望ト云フモノハ、謂ハバ一部ノ現狀維持ヲ希望シテ居ル人々ノ考ヘルコトハ全く背馳シテ居ル、斯ウ私ハ見テ居ルノデアリマス、從ッテ首相ガ國民ノ總親和ヲ御求メニナリマシテモ、今後首相ノ施政ノ現レニ對シマシテ、全部ノ國民ガ満足スルト云フコトハ到底出來ナイ、一部ノ者ガ喜ベバ他ノ者ハ非常ニ不滿ヲ感ジルト云フコトハ是ハ已ムヲ得ナイノデアリマシテ、私ハ外敵ニ對シマシテハ、勿論國民全體ガ總親和ノ心持ヲ以テ參リマスルコトニ對シマシテハ、何等ノ疑ヲ有チマセヌガ、國內ノ問題ニ關シマシテハ、如何ニ總親和ノ境地ヲ求メラレマシテモ、ソレハ到底得ラレナイ、之ヲ本當ニ總親和ノ狀態ニ持ッテ

行カレル爲ニハ、一度ハ國內ノ極ク一部分ニ多少ノ摩擦ガアルト云フコトヲ覺悟ノ上デ、斷然ソレヲ無視シテデモ、國家ヲ當然向フベキ所ニ御進ミニナル、サウシマセヌト此ノ不平ト云フモノハ何時迄モ絶エナイノデアリマス、遂ニハトシタ事件迄惹起スト云フヤウナコトモアリ得マスノデ、私ハ此ノ際平沼首相ガ斷乎タル一ツ御決心ヲ、又御斷行ヲ希望スルノデアリマス、茲ニ私ガ國內革新ノ斷行ト云フモノヲ必要トシマスル所以ハ、我が國內外ノ情勢カラ見マシテ、此ノ儘デハ濟マナイ、ドウシテモ必至ノ狀態ニアル、斯ウ云フコトヲ考ヘルカラデアリマス、東亞ノ新秩序建設モ誠ニ大事デアリマスルガ、是ト相並行シマシテ、國內ノ新シイ政治ノ革新建設ト云フコトヲ斷行スルコトガ極メテ必要デアリマス、併シナガラ之ニ依ッテ生ズル摩擦若シクバ幾多ノ不平ト云フモノヲ全ク顧慮シナイ、ドウデモ宜イノダト云フコトヲ私ハ決シテ申上グルノデハナイノデアリマス、苟モ政府ガ確信ヲ以テ御斷行ニナリマス各方面ニ互ル政策ニ對シマシテ、國民ノ總テガ謂ハバ十分ニ之ヲ理解シ、之ニ協力シテ以テ出來ルダケ不平、摩擦ト云フモノヲ少クシテ實行スルコトハ極メテ望マシイノデアリマ

シテ、首相ノ言ハレル國民總親和ノ精神ニ基イテ、政府カラ進ンデ國民ニ理解ヲ求メラレ、殊ニ先程申シマシタヤウナ官吏ノ態度ナドト云フコトヲ改メマシテ、先ヅ國民ニ現内閣竝官吏、誠ニ信賴スベシト云フ念ヲ起サセルヤウ御注意ヲ願ヒタイノデアリマス、何ト申シマシテモ、現狀ニ對シテ相當ノ革新ヲ行ヒマス以上、如何ニ萬全ヲ期シマシテモ國民各自ノ考ヘ方ヤ、希望ヤ、又利害關係ガアリマスルノデ、完全ニ一致スルコトガ出來ナイト云フコトハ今申上ゲタ通りデアリマス、併シソレガ當然アルカラト云ッテ、其ノ爲ニ政府ガ徒ニ延引、糊塗ソレヲ念トシテ、國家ノ現狀カラ見テ必要トスル程度ノ革新ヲ行フノニ躊躇セラレルヤウデハ、或ハ悔ヲ後日ニ貽スノデハナイカト云フヤウニ私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、平沼總理大臣ハ御就任以來、殊ニ今回ノ議會ニ提出サレマシタ諸法案、竝ニ一昨日御提出ニナリマシタ豫算案ヲ拜見シマシテモ、ドウモ近衛内閣ニ於テ御考ニナッテ居リマシタヤウナ革新的ノ問題、例ヘバ内閣制度、官吏制度、又ハ議會制度ノ改革ニ關スルコトナドハ、是等ノ諸法案若シクハ豫算ニハ全ク影ヲ潜メテ居ルノデアリマシテ、何トナク私共ニハ首相ノ總親和ト言

ハレマスルノハ、線テ現狀維持、謂ハバ革新的ノコトハ何モ爲サラズ、專ラ事勿レ主義デ政治ヲヤッテ行カウ、斯ウ云フ風ナ或ハ御考デハナイイカト窺ハレルノデアリマス、果シテサウデアリマセウカドウカト云フコトヲ御伺ヒシタイノデアリマス、詳シク私ガ申上グルコトハ此ノ際差控ヘマスルガ、若シ私ガ今申シタヤウナ御考デ、今後政治ヲ御執リニナリマス御考ナラバ、私ハソレハ非常ナ誤リデアルト斯ウ考ヘルノデアリマス、先日新聞ニ首相ガ御話ニナリマシタ、革新ハヤルンダ、斯ウ云フ風ナ記事ヲ拜見シマシテ、私モ多少安心シタノデアリマスルガ、アノ記事デハ簡單デ私共ハ到底十分ニ納得ガ參ラナイノデアリマス、重ネテ申上ゲマスルガ、我が國ニ滔々トシテ漲リツ、アル所ノ此ノ國內政治革新ノ要望ト云フモノハ、謂ハバ日ニ月ニ抑ヘ切レナイヤウナ狀態ニ進ミツ、アルコトハ、我が國家ノ前途ヲ憂ヘ、又國內情勢ノ推移ヲ十分ニ注意スル人々ガ、總テ承知シテ居ル所デアリマス、只今申シマシタヤウナ内閣制度デアルトカ、議會制度デアルトカ、官吏制度デアルトカ、是ハ勿論例ヘバ中央部ニ於キマスル諸官廳ノ廢合制度、地方ニ於ケル府縣ノ廢合ダトカト云フコトニ至ル迄、

十分ニ御考ニナッテ然ルベキデハナイカ、斯ウ存ズルノデアリマス、此ノ議會制度ノ改革ニ關シマシテ一々私ノ所見ヲ申上ゲルコトハ勿論差控ヘマスルガ、官吏制度ニ關シマシテハ、私ハ昨年ノ議會ニ於キマシテモ此ノ壇上カラ前内閣ニ御質問ヲ申上ゲタノデアリマス、御氣分ハアツクヤウデアリマスルガ、今日迄何等ソレガ前進シテ居ラナイ、議會制度ニ關シマシテモ、既ニ貴族院ニ於キマシテハ、院議ヲ以テ其ノ改革ヲ政府ニ上申シタノデアリマスルガ、是亦其ノ後何等進展シテ居ラス、内閣制度ニ關シマシテハ、是ニハ色々ナ問題ガアルト私ハ考ヘマス、例ヘバ總理大臣ノ權限ヲ擴張スルカシナイカ、各大臣ノ數ヲドウスルカ、各省大臣ノ下ニ總務長官ヲ置クコトガ善イカ惡イカ、企畫院ヲ如何ニ擴大強化スベキカ、主計局、豫算ヲ預ル所ヲ今日ノ如ク大藏省ノ下ニ置カズシテ、内閣ニ入レルコトガ善イカ惡イカト云フ風ナ、色々ナ問題ガ此ノ内閣制度ノ中ニハ含マレテ居ルト考ヘテ居リマス、是等ノ問題ニ關シマシテ政府ハ勿論御研究中デアリ、若シクハ既ニ結論ヲ得テ居ラル、ト存ズルノデアリマシガ、唯問題ハ、總理ニ於テ之ヲ御斷行ニナルカドウカト云フコトノミガ殘ッテ居ルト

私ハ信ジテ居ルノデアリマス、勿論斯カル改革ト云フモノヲ斷行シマスルコトハ、ナカ／＼難事業デアリマシテ、其ノ斷行ニハ色々ノ困難ガ伴ヒマセウ、併シナガラ現在既ニ政府デハ國民總動員法ヲ殆ド全面的ニ發動シテ、國民ニ向ッテハ隨分色々ノ難キヲ強ヒテ居ラレルノデアリマス、國民モ亦之ニ對シマシテ喜ンデ政府ノ命ズル儘ニ動イテ居ルノデアリマスガ、國民ニ向ッテハ難キヲ求メ、サウシテ政府自體ハ易キニ居ッテ、成ルベク事勿レ主義デ行カウ、是デハ到底國民ハ満足シナイノミデアリマス、私ハ斯カル卑怯ナ御考ハ、勿論平沼サンノ如キ偉大ナル政治家ニハ御有リニナラヌト確信シテ居リマスガ、併シナガラ今日迄ノ現レヲ見マスルト、稍、失望ヲ感ジ始メツ、アルノデアリマス、平沼首相ハ果シテ是等ノ難事業ヲ御斷行ニナル覺悟ヲ有シテ居ラルカドウカ、此ノ際ハッキリト御返辭ヲ承リタイ、御明答ヲ得ラレルナラバ私ハ誠ニ幸ニ存ズルノデアリマス、要スルニ私ノ質問ハ三ツデアリマス、第一ハ、今後政府ハ民間人ニ對シ如何ナル方法ニ依ッテ其ノ協力ヲ求メラレムトスルカ、第二ハ、私ガ例證シマシタヤウナ此ノ國內庶政革新ノ斷行ニ關シマシテ首相ノ御抱負如何、第三ハ、殊

ニ官吏制度ノ改革ヤ、官吏ノ民間人ニ對スル態度ノ匡正ニ付テ首相ハ如何ニ御考ニナリマスルカ、此ノ三點ニ關シマシテ明確ナル御答辯ヲ得ムコトヲ要望スルノデアリマス(拍手)

〔國務大臣男爵平沼驥一郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(男爵平沼驥一郎君) 只今大藏男爵ヨリ三點ニ付キマシテ御質問ガゴサイマシタ、其ノ第一ハ、政府ハ如何ニシテ民間ノ協力ヲ求メルノデアルカト云フコトデゴザイマシタ、申ス迄モナク政府ハ決シテ政府ダケデ一切ノコトヲ行フト、殊ニ此ノ重大時局ニ當リマシテ、民間ノ協力ヲ求メナケレバナラスト云フコトハ能ク承知致シテ居リマス、併シナガラ其ノ事タルヤ、物心兩方面ニ互リマシテ其ノ必要ヲ感ジマスルコトハ、極メテ切ナルモノガアルノデアリマス、近頃問題ニナッテ居リマスル國民精神總動員、此ノ事ニ付キマシテハ先達來部内ニ於キマシテモ、其ノ中央聯盟ノ在來此ノ事ニ關係シテ居ラレル方々トモ協議ヲ致シマシテ、之ヲ強化スルト云フコトニ付キマシテ方針ヲ立テテ居リマス、今後之ヲ實行ニ移スト云フコトニ相成ッテ居リマス、ソレカラ又生産擴充、物動計畫等ニ付

キマシテモ、固ヨリ是ハ民間ノ協力ヲ問題ニセンケレバナラスコトハ申ス迄モナイコトデゴザリマスル、是等ノ方面ニ付キマシテモ計畫モ立テマシテ、此ノ功績ノ舉ガルヤウニ致シタイト考ヘテ居ルノデアリマス、決シテ政府ハ獨リ自ラ大ナリト致ス心底ハ更ニゴザリマセス、ソレカラ國內問題ニ付テ之ヲ斷行スルノ決心ガアルカドウカト、此ノ御尋デアリマス、此ノ事ハ單ニ支那事變處理ノミデハゴザリマセス、之ニ伴ヒマシテ國內ノ革新モ必要デアリマスルシ、又此ノ問題ヲ離レマシテモ、現今ノ内外ノ情勢ニ鑑ミマシテ、革新ノ必要デアルト云フコトハ、自分ハ痛感ヲ致シテ居ルノデアリマス、併シ是ハ多岐ニ互リマス、只今大藏男爵ノ御引例ニナリマシタ事項ノ如キモ、大イニ考慮ヲ要センケレバナラス點デアラウト考ヘマス、殊ニ大藏男爵ノ御觸レニナッテ居リマスル、官吏ノ現今ノ民間ニ對スル態度等ニ付キマシテ、種々御考ヲ伺ヒマシテ、固ヨリ現今ノ官廳ニ奉職致シテ居リマスル者ハ、大藏男爵ノ仰セノ如ク日夜此ノ時局ニ際シマシテ、非常ニ職務ニ勉勵ヲ致シテ居リマスルコトハ、私ハ疑ナイ事實デアリマス、併シナガラ自ラ信ズルコトガ餘

リニ高ウゴザイマスルト、或ハ他ノ議論ヲ排斥スルトカ、或ハ又之ニ對スル當リガ惡イトカ云フヤウナコトハ、自然ニ起リマスルコトデアリマス、併シ是ハ深ク戒ムベキコトデアリマシテ、人ヨリ取テ以テ善ヲナスコト云フコトハ、古來日本ノ渝ラザル傳統デゴザイマス、此ノ事ハ能ク官吏自體モ心得ヌケレバナラスコトデゴザイマス、此ノ點ニ付キマシテハ私ハ今後十分ニ注意ヲ致シマスル心底デ居リマス、殊ニ官吏制度ノ改正ニ付キマシテモ御言及ニナリマシタ、自分ハ現今ノ官吏ノ任用ノ制度ガ是デ宜シイト云フコトハ決シテ考ヘテ居リマセヌ、廣ク人材ヲ登庸致シマスル爲ニハ、現今ノ制度ニハ改正ヲ加ヘナケレバナラスコト云フコトモ、自分ハ深ク考ヘテ居リマスル次第デゴザイマス、私ハ決シテ現狀維持デ進シテ行クト云フ考ハ持ツテ居リマセヌ、必要ナル改革ハ之ヲ行ハナケレバナラスノデアリマス、唯私ハ徒ニ聲ヲ大ニシテ實行ノ伴ハスト云フコトハ、深ク戒ムベキコト考ヘマス、必ズ必要ナル事項ハ之ヲ實行スルト云フコトニ努メタイト考ヘテ居ルノデゴザイマス、此ノ點ニ付キマシテ大藏男爵ノ御注意ニナリマシタ點ハ、私モ誠ニ同感ト存ジマス、左様御了承ヲ御願ヒ致シマス

○男爵大藏公望君 簡單デスカラ、此處カラ

○議長(伯爵松平賴壽君) 宜シウゴザイマス

○男爵大藏公望君 只今總理カラ御返事ガアリマシタコトハ、私共全面的ニハ總理ノ御氣持ノアル所ヲ察シマシテ、誠ニ有難ク拜聽シタノデアリマス、唯其ノ内容ニ於キマシテ、部分的ニハ色々考モアリマスルガ、是ハ今日ハ申シマセヌ、唯最後ニ御述ニナリマシタ、自分ハ物ヲ言ハナイノダ、ガ併シ斷行スル決心ハ持ツテ居ルノダト、斯ウ云フ御話ガアリマシタコトハ、私ニ取リマシテハ百萬ノ味方ヲ得タヤウナ氣ガスルノデアリマス、ドウカ速カニ御斷行ノ時期ニ達セムコトラ希望致シマシテ、私ノ質問ハ打切りマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 國務大臣ノ演說ニ對スル質疑ハ、全部終了致シマシタ、次會ノ議事日程ハ決定次第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十時四十八分散會

官報號外

昭和十四年二月十七日

貴族院議事速記錄第十三號

一三八